

移動等円滑化取組計画書

住 所 横浜市保土ヶ谷区東川島町 19 番 16 号  
事業者名 ヒノデ第一交通株式会社  
代表者名 代表取締役 田頭 寛三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 当社が保有する車両を順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、 2025年度までに50%以上の車両を置き換える。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①介護資格保持者以外の乗務員については、2025年度までにすべての乗務員のユニバーサルドライバー研修受講を完了する。 ③ユニバーサルデザインタクシーについての実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	3台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	在籍乗務員について、ユニバーサルドライバー研修受講完了者の割合を55%以上にする。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車センターでの 情報提供	配車センターにおいて顧客の要請に応じてユニバーサルデザイン車両を指定できる体制の構築並びに必要なに応じて介護車両を手配する担当者への連携又は近隣事業者の紹介ができる体制の維持。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護資格保持者以外の乗務員についてユニバーサルドライバー研修を受講する。(2020年度は11名を予定)</li> <li>・ ユニバーサルデザインタクシーを担当する乗務員を対象に実車による乗降実技研修を年に5回以上実施する。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に当社を利用する顧客が他のエリアでユニバーサルデザイン車両等を必要とする場合には、全国の当社グループ事業所又は提携会社との連携を図ることができる体制の維持。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。